

自家消費型太陽光発電設備導入支援事業に係る補助金応募申請に関する

質 問 ・ 回 答 書

令和6年6月10日

質 問 事 項	P P A事業者自身が支出した業務費・事務費等について、補助金実績報告書類（「請求書の写し」「支払い完了を示す書類」）に必要な書類について
質 問 内 容	P P Aの場合、P P A事業者自身が実施する部分（システムの設計費・打合せ費等）について、費用の支出はあるものの請求書等がございません。 補助金実績報告の際「請求書の写し」「支払い完了を示す書類」に替えて、業務費・事務費の算出内訳書を作成し、会社として証明する書類を提出する方法でよろしいでしょうか。
回 答	システムの設計等の事業を行うために直接必要であって、事業者自身が実施する内容に係る費用については、算定の根拠を示した内訳書を作成し、当該内容に相違がない旨を記載するなど、申請事業者が証するものとしてください。 なお、実績報告書提出時だけでなく、応募申請書等においても見積書と併せて当該書類を添付するなど、同様の対応が必要となりますのでご注意ください。